

報告第 28 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 30 年 11 月 21 日	1,180,080 円	■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■	平成 30 年 9 月 4 日午後 1 時 50 分頃、羽曳野市立石川スポーツ公園第 4 グラウンドに設置された屋根付きベンチが、台風 21 号の暴風により飛散し、当該ベンチの支柱が羽曳野市川向付近の西名阪自動車道上を走行していた相手方車両に接触したことにより、これを損傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。